

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市水道事業管理規程第2号

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程の一部を改正する規程
瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程（平成18年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前																																																							
別表第1（第13条関係）					別表第1（第13条関係）																																																							
1及び2 <省略>					1及び2 <省略>																																																							
3 財務					3 財務																																																							
<table border="1"> <tr> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>部長</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>決裁事項</td> <td colspan="4"><省略></td> </tr> </table>		決裁区分	市長	部長	課長共通	備考	決裁事項	<省略>				<table border="1"> <tr> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>部長</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>決裁事項</td> <td colspan="4"><省略></td> </tr> </table>		決裁区分	市長	部長	課長共通	備考	決裁事項	<省略>				<table border="1"> <tr> <td>収入</td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">の徴収</td> <td>徴収停止</td> <td><省略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td></td> <td><省略></td> <td></td> </tr> </table>		収入	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	の徴収	徴収停止	<省略>			<省略>		<省略>		<table border="1"> <tr> <td>収入</td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">の徴収</td> <td>滞納処分</td> <td><省略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の執行停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><省略></td> <td></td> <td><省略></td> <td></td> </tr> </table>		収入	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	の徴収	滞納処分	<省略>			の執行停止					<省略>		<省略>	
決裁区分	市長	部長	課長共通	備考																																																								
決裁事項	<省略>																																																											
決裁区分	市長	部長	課長共通	備考																																																								
決裁事項	<省略>																																																											
収入	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>																																																								
の徴収	徴収停止	<省略>																																																										
	<省略>		<省略>																																																									
収入	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>																																																								
の徴収	滞納処分	<省略>																																																										
	の執行停止																																																											
	<省略>		<省略>																																																									
<省略>					<省略>																																																							
備考					備考																																																							
1から3まで <省略>					1から3まで <省略>																																																							
4 <省略>					4 <省略>																																																							

附 則

この規程は、公布の日から施行する。